

平成 22 年度から 子ども手当制度が始まりました！

子ども手当ってどんな制度？



「子ども手当」は、中学校修了までの子どもを養育している方に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

支給対象と支給額

中学校修了までの子ども（15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども）を養育している方（原則父又は母）

住田町に住民登録をしている方

支給額は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万3千円（平成22年度）を受給できます。（一律）

所得制限はありません。

支給開始月

子ども手当は、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし、転入、出生又は、災害などやむを得ない理由により手続きが遅れた場合は、そのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に手続きすれば、転入日等の日の属する月の翌月分から支給されます。

支給方法と支給日

次のように、年3回に分けて振り込まれます。

6月～9月分の手当 10月10日

10月～1月分の手当 2月10日

2月～5月分の手当 6月10日

ただし、この日が金融機関の定休日にあたる場合は、振込み予定日の前日の一番近い営業日になります。

振り込みは、請求者名義の指定された金融機関の口座に振り込みします。

(子ども名義には振り込みできません)

子ども手当の支給を受けるためには??



手続きが必要ない方

平成22年3月まで児童手当を受けていた方(現在、中学校一年生の子どもさんを養育している方)で、上に中学校2年生、3年生の子どもがいない方については、改めての請求手続きは必要ありません。

手続きが必要な方

以下のような方については、手続きが必要になります。

中学校2、3年生の子どもさんを養育している方

所得制限などにより、児童手当を受けていなかった方

4月以降、出生・転入などにより、住田町に住民登録をした子がいる方

手続きに
必要なものって??



1. 印鑑 (認印で構いません)
2. 請求者(子どもの養育者)名義の金融機関の口座番号が確認できるもの
請求者以外の口座(子どもの名義、配偶者の名義)は指定できません。
3. 厚生年金に加入されている方は、保険証のコピー又は、年金加入証明書

4. 子どもと別居している方は、子どもの住所地の市町村役場から、別居する子どもの属する世帯員全員の住民票(本籍・続柄が記載されているもの)と、別居監護申立書(役場にありますが)

5. その他必要な書類があります。

必要書類が揃わなくても、申請は可能です。

不足する書類は、後日提出してください。



別居している子どもが外国に居住している場合、公的機関が発行している住民票に代わる居住証明書が必要です。

また、年2回以上、別居している子どもと面談していることがわかるパスポート(出入国の確認)、4ヶ月に1回を目安とした送金証明書(通帳のコピー)、日本に在住する第三者の翻訳など提出してもらうものがあります。

書類が揃わない場合や、審査基準を満たしてしていない場合は却下となることもあります。

公務員の方は勤務先で手続きをしてください。